縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和六年八月二十一日から同年九月九日まで

縦覧の期間

県営鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業変更計画書の写し

縦覧に供する書類

口

(一四七) 県営鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧

山

用する同法第八十七条第五項の規定により、

令和六年八月二十日

鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準

次のとおり縦覧に供します。

山口県知事

村 岡

嗣

政

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、県営

報

○公告

目

次

8月20日 (火曜日)

土地改良法

(一四八) 県営美祢地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、

年

令和 6

県営鍛冶屋原地区農村地域防災減災事業変更計画書の縦覧(農村整備課)…………………

する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 美祢地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用

令和六年八月二十日

山口県知事

村 岡 嗣 政

縦覧の場所

令和六年八月二十一日から同年九月九日まで

三

縦覧の期間

県営美祢地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

縦覧に供する書類

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

令和六年八月二十日発行 令和六年八月二十日印刷

発発 行行 人所

山口県知事庁